

都筑区シンボルマーク使用承諾に関する事務取扱要綱

制定 平成 24 年 7 月 3 日 都筑政第 379 号
改正 令和 3 年 2 月 18 日 都筑政第 1519 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、都筑区誕生を記念して、区民に愛される「都筑区」の象徴として制定された都筑区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の条件、その他必要な事項について定めるものとする。

(使用の承諾)

第 2 条 区長は、この要綱の定めるところにより、シンボルマークの使用を承諾する。

(横浜市の使用)

第 3 条 横浜市（都筑区を含む各局・区）がシンボルマークを使用する場合は、区政推進課への事前連絡をもって使用承諾に代えるものとする。

(横浜市以外の使用)

第 4 条 横浜市以外がシンボルマークを使用することができるのは、団体若しくは個人が行うもので、都筑区役所各課が主催若しくは共催する事業、都筑区役所が支援する事業、その他これらに類する事業等、又は都筑区の PR に資すると認められるイベント等であって、次の各号に当てはまるものとする。

- (1) 政治団体、宗教団体、特定の思想の普及を目的とした団体等の行う事業等でないこと。
- (2) 特定の個人又は団体だけの利益を目的とした事業等専ら営利を目的とする事業等でないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する事業等でないこと。
- (4) 品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある事業等でないこと。
- (5) 区が行う事業、又は区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある事業等でないこと。

(使用承諾等の条件)

第 5 条 シンボルマークを使用する場合は、次の使用方法を遵守するものとする。

- (1) シンボルマークのデザイン及び色は、区政推進課が定めるシンボルマークデザインガイドラインに従うこと。
- (2) シンボルマークのデザインを変形させたり、ほかの図形等と重ねて使用させたりしないこと。

(横浜市以外の使用承諾申請の手続)

第 6 条 第 4 条の規定により、シンボルマークの使用の承諾を受けようとするものは、申請書（第 1 号様式）に必要事項を記入し、区長に提出しなければならない。

(使用承諾書の交付)

第 7 条 区長は、前条の規定により申請があった場合において、使用を承諾したときは、使用承諾書（第 2 号様式）を申請者に交付する。

- 2 前項の使用承諾書交付までは、いかなる文書、図書にもシンボルマークの記載をさせてはならない。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用承諾決定の取消し)

第 8 条 区長は、前条の規定により使用承諾を決定した場合において、申請者が次に掲げる事由

に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、当該使用承諾を受けた者に損害が生じても、区長は、その責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる事業等を実施した場合
- (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合

(申請内容変更)

第9条 第7条の規定により使用承諾書の交付を受けたものは、申請の内容を変更する場合は使用内容変更届(第3号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が軽易なものについては、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行し、同日以後の申請に関するものから適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、同日以後の申請に関するものから適用する。